管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために 必要な指針(ガイドライン)の抜粋

## 第2章管理不全空家等及び特定空家等に対する措置を講するに際して参考となる事項

管理不全空家等及び特定空家等に対する措置を講するに際しては、空家等の物的状態が第1章1.の(()~(二)の各状態になり得るか否か又は各状態であるか否かを判断するとともに、当該空家等がもたらし得る又はもたらす周辺への悪影響の程度等について考慮する必要がある。

また、その判断に当たっては、必ずしも定量的な基準により一律に判断することはな じまない。管理不全空家等及び特定空家等に対する措置を講ずるか否かについては、 下記(1)を参考にこれらの空家等に関し、下記(2)に示す事項を勘案して、総合 的に判断されるべきものである。なお、その際、法第8条に基づく協議会等において 学識経験者等の意見を聞くことも考えられる。その場合、協議会等において意見を聞 くものは、管理不全空家等は除き、財産権の強い制約を伴い得る特定空家等に限るこ とも考えられる。

## (1)管理不全空家等及び特定空家等の判断の参考となる基準

空家等の物的状態が第1章1.の(イ)~(ニ)の各状態であるか否か、また、そのまま放置 すればこれらの各状態に該当することとなるおそれがあるか否かの判断に際して参考 となる基準について、〔別紙1〕~〔別紙4〕に示す。

なお、第1章1. の(4)又は(0)の「おそれのある状態」については、そのまま放置した 場合の悪影響が社会通念上予見可能な状態を指すものであって、実現性に乏しい可能 性まで含む概念ではないことに留意されたい。

また、第1章1.の(f)~(二)に示す状態は、例えば外壁が破損して剥落することにより 保安上危険となるおそれのある空家等が地域の良好な景観を阻害している場合のよう に、一件の特定空家等について複数の状態が認められることもあり得る。このこと は、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態である管 理不全空家等についても同様である。

## (2)管理不全空家等及び特定空家等に対する措置の判断の参考となる基準

1周辺の状況による悪影響の程度

空家等が現にもたらしている、又はそのまま放置した場合に予見される悪影響の事象 の範囲内に、周辺の建築物や通行人等が存在し、又は通行し得て被害を受ける状況に あるか否か等により判断する。

例えば、倒壊のおそれのある空家等が狭小な敷地の密集市街地に位置している場合や

通行量の多い主要な道路の沿道に位置している場合等は、倒壊した場合に隣接する建築物や通行人等に被害が及びやすく、当該空家等に対する措置を講する必要性が高いと考えられる。反対に、倒壊のおそれのある空家等の周辺に家屋や公道等が存在しない場合等は、当該空家等に対する措置を講する必要性は低いと考えられる。

## ②空家等の状況による悪影響の程度

空家等が現にもたらしている、又はそのまま放置した場合に予見される悪影響の事象 が周辺の建築物や通行人等にも及び得ると判断された場合に、その悪影響の程度が社 会通念上許容される範囲を超えるか否か等により判断する。

例えば、倒壊のおそれのある空家等が大規模な場合等は、倒壊した場合に隣接する建築物や通行人等に及ぶ被害が大きくなりやすく、当該空家等に対する措置を講する必要性が高いと考えられる。

## ③危険等の切迫性

特定空家等として措置する場合は、もたらされる危険等の切迫性が、管理不全空家等より高い状態にあることに留意する。

なお、例えば、直ちに屋根、外壁等の落下、飛散等のおそれはないがこれらの部位の 多数が損傷している場合等は、現に周辺への被害が顕在化している状態ではないもの の、そのまま放置すれば周辺に被害が及ぶおそれが予見されることから、特定空家等 として措置を講ずる必要性が高いと考えられる。

また、適切な管理が行われていないことにより、こうした落下、飛散等のおそれや、 屋根、外壁等に多数の損傷が発生するおそれがあるときは、管理不全空家等として措 置を講する必要性が高いと考えられる。

#### ④その他の状況も勘案した総合的な判断

これらの判断基準は一律とする必要はなく、その他の地域の実情も勘案しながら、悪影響を受ける周辺環境があるかどうかや、悪影響の程度、危険等の切迫性を適宜判断することとなる。例えば、破損により景観を阻害している空家等が、景観保全に係るルールが定められている地区内に位置する場合は、当該空家等に対する措置を講する必要性が高く、また、老朽化した空家等が、大雪や台風等の影響を受けやすい地域に位置する場合等は、そのまま放置した場合の危険等の切迫性の高さに鑑みて周辺環境への悪影響が顕在化する前の早期の段階から措置を講する必要性が高いと考えられる。

## 〔別紙1〕 保安上危険に関して参考となる基準

「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態(特定空家等)」又は「そのまま放置すれば当該状態の特定空家等に該当することとなるおそれのある状態(管理不全空家等)」であるか否かの判断に際しては、以下に掲げる放置した場合の悪影響ごとに、それぞれに掲げる状態の例を参考として総合的に判断する。なお、以下に掲げる放置した場合の悪影響及び状態の例によらない場合も、個別の事案に応じて適切に判断する必要がある。

## 1. 建築物等の倒壊

以下に掲げる状態の例であって建築物等の倒壊につながるものを対象として、特定空 家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

## (1) 建築物

(特定空家等)

- ・倒壊のおそれがあるほどの著しい建築物の傾斜
- ・倒壊のおそれがあるほどの著しい屋根全体の変形又は外 装材の剥落若しくは脱落
- ・倒壊のおそれがあるほどの著しい構造部材(基礎、柱、は りその他の構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)の 破損、腐朽、蟻害、腐食等又は構造部材同士のずれ

## (管理不全空家等)

- ・屋根の変形又は外装材の剥落若しくは脱落
- 構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等
- ・雨水浸入の痕跡

## (備 考)

- ・倒壊のおそれがあるほどの著しい建築物の傾斜は、1/20 超 が目安となる。
- ・傾斜を判断する際は、2階以上の階のみが傾斜している場合も、同様に取り扱うことが考えられる。
- ・屋根の変形又は外装材の剥落若しくは脱落は、過去に大きな水平力等が加わり、構造部材に破損等が生じている可能性が高い事象である。

## (2) 門、塀、屋外階段等

(特定空家等)

- ・倒壊のおそれがあるほどの著しい門、塀、屋外階段等の傾 斜
- ・倒壊のおそれがあるほどの著しい構造部材の破損、腐朽、 蟻害、腐食等又は構造部材同士のずれ

(管理不全空家等) ・構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等

(3) 立木

(特定空家等) ・倒壊のおそれがあるほどの著しい立木の傾斜

・倒壊のおそれがあるほどの著しい立木の幹の腐朽

(管理不全空家等) ・立木の伐採、補強等がなされておらず、腐朽が認められる 状態

(備 考) ・立木の傾斜及び腐朽に関しては、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)参考資料」(平成29年9月国土交通省)における樹木の点検の考え方や手法等が参考にできる。以下3.(3)及び4.(2)において同様とする。

#### 2. 擁壁の崩壊

以下に掲げる状態の例であって擁壁の崩壊につながるものを対象として、特定空家等 又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

(特定空家等)・擁壁の一部の崩壊又は著しい土砂の流出

・崩壊のおそれがあるほどの著しい擁壁のひび割れ等の部 材の劣化、水のしみ出し又は変状

(管理不全空家等) ・擁壁のひび割れ等の部材の劣化、水のしみ出し又は変状

・ 擁壁の水抜き穴の清掃等がなされておらず、 排水不良が認められる状態

(備 考)・擁壁の種類に応じて、それぞれの基礎点(環境条件・障害 状況)と変状点の組合せ(合計点)により、擁壁の劣化の 背景となる環境条件を十分に把握した上で、危険度を総合 的に評価する。この場合、「宅地擁壁の健全度判定・予防 保全対策マニュアル」(令和4年4月 国土交通省)が参考 にできる。

#### 3. 部材等の落下

以下に掲げる状態の例であって部材等の落下につながるものを対象として、特定空家 等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

(1) 外装材、屋根ふき材、手すり材、看板等 (特 定 空 家 等) ・外装材、屋根ふき材、手すり材、看板、雨樋、給湯設備、 屋上水槽等の剥落又は脱落 ・落下のおそれがあるほどの著しい外壁上部の外装材、屋根 ふき材若しくは上部に存する手すり材、看板、雨樋、給湯 設備、屋上水槽等の破損又はこれらの支持部材の破損、腐 食等

(管理不全空家等)

- ・外壁上部の外装材、屋根ふき材若しくは上部に存する手すり材、看板、雨樋、給湯設備、屋上水槽等の破損又はこれらの支持部材の破損、腐食等
- (備 考) ・既に外装材等の剥落又は脱落がある場合は、他の部分の外 装材等の落下が生じる可能性が高いと考えることができ る。ただし、上部の外装材等の落下が生じるかの判断が必 要になる。

## (2) 軒、バルコニーその他の突出物

(特定空家等)

- ・軒、バルコニーその他の突出物の脱落
- ・落下のおそれがあるほどの著しい軒、バルコニーその他の 突出物の傾き又はこれらの支持部分の破損、腐朽等

(管理不全空家等)

・軒、バルコニーその他の突出物の支持部分の破損、腐朽等

(備 考)

・既に軒等の脱落がある場合は、他の部分の軒等の落下が生 じる可能性が高いと考えることができる。

#### (3) 立木の枝

(特定空家等)

- ・立木の大枝の脱落
- ・落下のおそれがあるほどの著しい立木の上部の大枝の折れ又は腐朽

(管理不全空家等) ・立木の大枝の剪定、補強がなされておらず、折れ又は腐朽 が認められる状態

(備 考) ・既に立木の大枝の脱落がある場合は、他の上部の大枝の落 下が生じる可能性が高いと考えることができる。

## 4. 部材等の飛散

以下に掲げる状態の例であって部材等の飛散につながるものを対象として、特定空家 等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

## (1) 屋根ふき材、外装材、看板等

(特定空家等)・屋根ふき材、外装材、看板、雨樋等の剥落又は脱落

・飛散のおそれがあるほどの著しい屋根ふき材、外装材、看

板、雨樋等の破損又はこれらの支持部材の破損、腐食等

(管理不全空家等)

・屋根ふき材、外装材、看板、雨樋等の破損又はこれらの支 持部材の破損、腐食等

(備 考)

・既に屋根ふき材等の剥落又は脱落がある場合は、他の部分 の屋根ふき材等の飛散が生じる可能性が高いと考えるこ とができる。

## (2) 立木の枝

(特定空家等)

- ・ 立木の大枝の飛散
- ・飛散のおそれがあるほどの著しい立木の大枝の折れ又は 腐朽

(管理不全空家等)

・立木の大枝の剪定、補強がなされておらず、折れ又は腐朽 が認められる状態

(備 考) ・既に立木の大枝の飛散がある場合は、他の部分の大枝の飛 散が生じる可能性が高いと考えることができる。

## 〔別紙2〕 衛生上有害に関して参考となる基準

「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態(特定空家等)」又は「そのまま放置すれば当該状態の特定空家等に該当することとなるおそれのある状態(管理不全空家等)」であるか否かの判断に際しては、以下に掲げる放置した場合の悪影響ごとに、それぞれに掲げる状態の例を参考として総合的に判断する。なお、以下に掲げる放置した場合の悪影響及び状態の例によらない場合も、個別の事案に応じて適切に判断する必要がある。

## 1. 石綿の飛散

以下に掲げる状態の例であって石綿の飛散につながるものを対象として、特定空家等 又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

(特 定 空 家 等) ・石綿の飛散の可能性が高い吹付け石綿の露出又は石綿使 用部材の破損等

(管理不全空家等) ・吹付け石綿の周囲の外装材又は石綿使用部材の破損等

## 2. 健康被害の誘発

以下に掲げる状態の例であって健康被害の誘発につながるものを対象として、特定空 家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

## (1) 汚水等

(特 定 空 家 等) ・排水設備(浄化槽を含む。以下同じ。) からの汚水等の流 出

・汚水等の流出のおそれがあるほどの著しい排水設備の破損等

(管理不全空家等) ・排水設備の破損等

#### (2) 害虫等

(特定空家等)

- ・敷地等からの著しく多数の蚊、ねずみ等の害虫等の発生
- ・著しく多数の蚊、ねずみ等の害虫等の発生のおそれがある ほどの敷地等の常態的な水たまり、多量の腐敗したごみ 等

(管理不全空家等) ・清掃等がなされておらず、常態的な水たまりや多量の腐敗 したごみ等が敷地等に認められる状態

## (3)動物の糞尿等

(特定空家等)

- ・敷地等の著しい量の動物の糞尿等
- ・著しい量の糞尿等のおそれがあるほど常態的な敷地等へ

# の動物の棲みつき

・駆除等がなされておらず、常態的な動物の棲みつきが敷地 等に認められる状態

## 〔別紙3〕 景観悪化に関して参考となる基準

「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態(特定空家等)」又は「そのまま放置すれば当該状態の特定空家等に該当することとなるおそれのある状態(管理不全空家等)」であるか否かの判断に際しては、以下に掲げる状態の例を参考として総合的に判断する。なお、以下に掲げる状態の例によらない場合も、個別の事案に応じて適切に判断する必要がある。

以下に掲げる状態の例であって景観悪化につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

(特 定 空 家 等) ・屋根ふき材、外装材、看板等の著しい色褪せ、破損又は汚損

・著しく散乱し、又は山積した敷地等のごみ等

(管理不全空家等) ・補修等がなされておらず、屋根ふき材、外装材、看板等の 色褪せ、破損又は汚損が認められる状態

> ・清掃等がなされておらず、散乱し、又は山積したごみ等が 敷地等に認められる状態

(備 考) ・景観法に基づく景観計画、同法に基づく景観地区における 都市計画等において、上記の状態に関係する建築物の形 態意匠に係る制限等が定められている場合は、上記の状 態に該当することの判断を積極的に行うことが考えられ る。

#### 〔別紙4〕 周辺の生活環境の保全への影響に関して参考となる基準

「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態(特 定空家等)」又は「そのまま放置すれば当該状態の特定空家等に該当することとなるお それのある状態(管理不全空家等)」であるか否かの判断に際しては、以下に掲げる放 置した場合の悪影響ごとに、それぞれに掲げる状態の例を参考として総合的に判断す る。なお、以下に掲げる放置した場合の悪影響及び状態の例によらない場合も、個別 の事案に応じて適切に判断する必要がある。

#### 1. 汚水等による悪臭の発生

以下に掲げる状態の例であって汚水等による悪臭の発生につながるものを対象とし て、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

- (特定空家等) ・排水設備(浄化槽を含む。以下同じ。)の汚水等による悪 臭の発生
  - ・悪臭の発生のおそれがあるほどの著しい排水設備の破損
  - ・敷地等の動物の糞尿等又は腐敗したごみ等による悪臭の
  - ・悪臭の発生のおそれがあるほどの著しい敷地等の動物の 糞尿等又は多量の腐敗したごみ等

#### (管理不全空家等)

- 排水設備の破損等又は封水切れ
- ・駆除、清掃等がなされておらず、常態的な動物の棲みつき 又は多量の腐敗したごみ等が敷地等に認められる状態

## 2. 不法侵入の発生

以下に掲げる状態の例であって不法侵入の発生につながるものを対象として、特定空 家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

- (特定空家等)・不法侵入の形跡
  - ・不特定の者が容易に侵入できるほどの著しい開口部等の 破損等

(管理不全空家等) ・開口部等の破損等

#### 3. 落雪による通行障害等の発生

以下に掲げる状態の例であって落雪による通行障害等の発生につながるものを対象 として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

(特定空家等)・頻繁な落雪の形跡

- ・落下した場合に歩行者等の通行の妨げ等のおそれがある ほどの著しい屋根等の堆雪又は雪庇
- ・落雪のおそれがあるほどの著しい雪止めの破損等

(管理不全空家等) ・通常の雪下ろしがなされていないことが認められる状態

・雪止めの破損等

(備 考)・豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項に基づく豪雪地帯 又は同条第2項に基づく特別豪雪地帯の指定等当該地域 における通常の積雪の程度等を踏まえて、上記状態に該 当することの判断を適切に行うことが考えられる。

## 4. 立木等による破損・通行障害等の発生

以下に掲げる状態の例であって立木等による破損・通行障害等の発生につながるもの を対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

(特 定 空 家 等) ・周囲の建築物の破損又は歩行者等の通行の妨げ等のおそれがあるほどの著しい立木の枝等のはみ出し

(管理不全空家等) ・立木の枝の剪定等がなされておらず、立木の枝等のはみ出 しが認められる状態

## 5. 動物等による騒音の発生

以下に掲げる状態の例であって動物等による騒音の発生につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

(特 定 空 家 等) ・著しい頻度又は音量の鳴き声を発生する動物の敷地等への棲みつき等

・駆除等がなされておらず、常態的な動物等の棲みつき等が 敷地等に認められる状態

#### 6. 動物等の侵入等の発生

以下に掲げる状態の例であって動物等の侵入等の発生につながるものを対象として、 特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

(特 定 空 家 等) ・周辺への侵入等が認められる動物等の敷地等への棲みつき

(管理不全空家等) ・駆除等がなされておらず、常態的な動物等の棲みつきが敷

地等に認められる状態